

## 第2回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和3年7月27日（火）

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館  
4階共用会議室A

（事務局）

ただいまから令和3年度第2回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数について報告いたします。本日は、二岸委員、池田委員は欠席ということになっておりますが、委員定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は成立しております。

なお、本日の審議会は公開となっており、傍聴の方がおられるということになります。

それでは、岩瀬局長からごあいさつをお願いします。

（労働局長）

おはようございます。

委員の皆様におかれましては、ご多用中にもかかわらず、第2回新潟地方最低賃金審議会にご出席を賜りましてありがとうございます。

本日は、前回諮問させていただきまして、新潟県最低賃金につきまして、先日、中央最低賃金審議会における、地域別最低賃金額改定の目安についての答申が示されましたので、のちほど伝達をさせていただきます。

本年度の中央最低賃金審議会の答申は、地域別最低賃金額の目安について、労使の合意が得られず、目安を示すに至りませんでした。そのため、目安に関する公益委員見解および中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告が提示されたところでございます。

本審議会におかれましては、こうした経緯を考慮のうえ、公益委員見解も参酌をいただきつつ、最低賃金に関する実態調査や改定に関するご意見等の結果をご活用いただきながら、適切な改定に向けたご審議のほどお願い申し上げます。

私ども事務局といたしましては、本審議会の運営にあたりまして、労働行政推進にあたり基本だと考えておりますところの公労使三者構成でご議論いただく枠組のもと、議論を積み重ね結論を出していただけるよう、円滑な審議運営に取り組んでまいり所存でございます。

また、本日は、県内三つの特定最低賃金の改正につきまして、それぞれ改正の申出がございましたことから、審議をお願いするものとしております。最低賃金の審議は例年のこ

とながら、大変過密な日程の中でご審議をお願いすることとなります。また、大変暑い時期でもございます。大変恐縮ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、以後の議事進行については、会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、会議を開催いたします。議題に入ります前に事務局から一つ発言が求められておりますので、その点について事務局からお願いいたします。

(室長)

新潟労働局賃金室長の井上といいます。私から説明をさせていただきます。

私からの説明は、賃金改定状況調査の集計誤りということです。本審の追加資料の中にありますが、7月7日開催の中央最低賃金審議会の第3回目安小委員会において令和2年賃金改定状況調査の集計が誤っていたという報告がありました。

これは、令和2年の賃金改定状況調査において、それまではその他サービス業として一体集計していた、Lの「学術研究、専門・技術サービス業」、Nの「生活関連サービス業、娯楽業」及びRの「サービス業(その他に含まれないもの)」があつて、令和2年から分けて集計するため、プログラムの修正を行っておりましたが、誤った産業分類の項目に集計されたというものです。

この度、再集計した結果が示されましたが、この誤った目安小委員会の資料は昨年、県最賃の専門部会にも資料として配付したところでございます。大変申し訳ございませんでした。今後、地方でもこのような誤りがないように努めていきたいと考えております。以上、お詫びとご報告をいたします。

(会長)

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もちろん、昨年度も賃金改定にあたっては、こうした資料等に基づいて、議論いたしました。その際に使った資料ですが、様々な観点から様々なご意見を伺って決定したものであるということで、今回、誤りはございましたけれども、大幅に異なるものでもございませんので、昨年の結果についてはそのとおりということで、そこまでの影響はないと思います。

今後、やはりこういったデータの誤りがあると、いろいろ問題が出てくると思いますので、それは、この新潟労働局では必ずしもないかもしれませんが、注意を払って集計をしていただくとということで、この件についてはそれを確認して、先に進め

たいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは、議題に入っていきたいと思います。議題1、新潟県最低賃金の改正決定に係る意見聴取についてです。事務局から、資料の説明をお願いします。

(室長)

それでは、説明させていただきます。最低賃金法の第25条第5項による関係労働者および関係使用者に対する意見聴取につきましては、最低賃金法施行規則第11条第1項により7月26日、昨日ですが、正午という期限をもちまして意見の申出の公示を行ったところ、1件の意見書による申出がありました。申出の意見書につきましては、お手元の追加資料の最後に添付されております。なお、その意見書提出者については、会議に出席して、意見を申し述べたいとの意向があります。

(会長)

追加資料は、先ほどと一緒に別刷りになっているもののことですか。

(室長)

はい、最後のページです。

(会長)

第3回目安に関する小委員会と書いてあるものの綴りの最後に1枚ついている。これが提出された意見書ということになります。

この意見書についてですが、最低賃金法施行規則第11条第2項により、意見書を提出した者その他の関係労働者および関係使用者のうち適当と認める者をその会議(専門部会の会議を含む)に出席させる等により、関係労働者および関係使用者の意見を聴くものとされております。

こうしたことから、これについては意見を伺うということですが、意見を伺うという形で進めていきたいとしましても、本審ですと日程的にも厳しいというところもありますし、実質上、金額の審議については専門部会で行っているということもありますので、専門部会において意見を述べていただくという形で対応したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、専門部会において、意見の申出をしていただきます。あと、いつ、それをどういう形でやるかについては、専門部会で検討いただくということになります。

続きまして、議題(2)令和3年度地域別最低賃金額改定の目安についてです。事務局から説明をお願いします。

(室長)

それでは、令和3年度の地域別最低賃金の目安について、私から説明をさせていただきます

ます。

まず最初に、目安制度について若干触れたいと思います。目安制度は、法律に書かれているものではございません。運用によるものでございます。昭和53年から地域別最低賃金の整合性を図るため、中央最低賃金審議会が毎年47都道府県を四つのランクに分け、地域別最低賃金改定の目安を示し、地方最低賃金審議会へ提示されるものです。目安は地方最低賃金審議会の審議の参考として示されるものですが、地域における最低賃金は地方最低賃金審議会の自主性のもとに決定されるものとしております。今年度の目安につきましては、去る7月16日に中央最低賃金審議会より示されましたので伝達させていただきます。

別冊1の令和3年度地域別最低賃金審議会改定の目安について、資料をご覧ください。7月16日に中央最低賃金審議会において、各都道府県の最低賃金に関する目安が厚生労働大臣に答申されました。答申文、令和3年7月16日付、藤村中央最低賃金審議会議長から田村大臣をご覧ください。私から、コメントについてご説明いたします。

本答申は、地域別最低賃金改定の目安について労使の合意が得られず、目安を定めるに至らなかったが、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、目安に関する公益委員見解を地方最低賃金審議会に提示するものとされております。また、記の3では、地方最低賃金審議会において、公益委員見解を十分理解したうえで、自主性を発揮することを強く期待されるとされております。

次に、別紙1の目安に関する公益委員見解をご覧ください。本年度の引き上げの目安額は全国加重平均で28円、引き上げ率に換算して3.10パーセントという結果で取りまとめられております。記の1にランクごとの引き上げ額の目安が示されております。それによりますと、A、B、C、Dすべてのランクにおいて28円となっております。新潟県はCランクでございます。

また、今年度も生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じないことを確認しております。

次のページの別紙2には、目安小委員会報告における労働者側見解、使用者側見解が記載されておりますが、これについてはのちほどご確認いただければと思います。以上で目安の伝達を終わります。

(会長)

ただいまのご説明につきまして、ご質問やご意見があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。もちろん、内容については様々なご意見が当然おありかと思いま

すけれども、実質的な賃金審議は専門部会でやっていくということで、ここの段階ではこのまま進めさせていただきます。

それでは、次の議題に入りたいと思います。議題（３）最低賃金基礎調査結果（報告）についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

（指導官）

賃金指導官の赤塚です。私から、令和３年度最低賃金に関する基礎調査結果（報告）ということで、別冊２となっているものの説明を行います。

見方というか、用語の解説を行いたいと思っていますので、４ページ目と６ページ目を見ていただければと思います。まず、４ページ目を見ますと、一番左の列、賃金階層別にならずと並んでおりまして、上が低く、下にいくほど高くなっています。その隣が、その階層別に属する労働者数で、高くなるにつれて累積されていくような数字になっています。

６ページの左下の方に細々と書いてあるところに月平均賃金額とか、あといろいろ記載されているわけですが、その中に第１・２０分位数とありますけれども、これは何かということですが、この表で低いものから高いものにずらっと並べて復元しますと、この調査結果では 369,719 人の労働者の方の賃金を復元できたということになります。その第１・２０分位数というのは、低いものから均等に 20 等分して最初の等分した場所のところになります。具体的に言うと、369,719 人を 20 で割った数字、約 18,486 人目の方が、ここでいう 834 円ですということなのです。

同じように、第１・１０分位数というのは、低いものからずらっと並べていって、10 等分して最初のものになりますので、369,719 人を割ることの 10 で 36,972 人目の方が 841 円ということなのです。それから、第１・４分位数は同じように 4 等分したものですが、4 等分しますと、92,430 人目の方が 897 円ということになります。あと、中位数というのは真ん中の人で、１時間当たり 1,063 円ということなのです。

最後に、四分位偏差係数とあるわけですがけれども、この数値が高いほど分散度が大きいと言われていています。今回調べたところ、0.2291 ということなのです。

あと、ここには書いてないのですがけれども、未満率と影響率があるわけですが、未満率というのは今現在の県最低賃金額の 831 円に満たない方がどのくらいいるかということなのです。４ページを見ていただきますと 831 円の欄の一つ上の 830 円の欄を見ていただきたいのですが、つまり 831 円に満たないものが 3,994 人で全体の 1.1 パーセントを占めていますということでありませう。

影響率というのは、賃金の引き上げ額に応じて、その最低賃金額割れの影響が及ぶ労働者を表すパーセンテージになりますので、それを踏まえてご検討いただければと思っています。

ます。

(会 長)

ただいまのご説明につきまして、ご質問やご意見があればお願いいたします。これにつきまして、詳しい検討については専門部会において必要な部分はやっていきたいと思えます。

それでは、ここまで県最賃改定決定にかかる報告がありましたけれども、第1回の本審で申し上げましたように、実質的な審議は専門部会でお願いすることになります。そういうことで、何かそれ以外にご意見等はございますか。

それでは、検討は専門部会で行うということにさせていただきます。

続きまして、議題(4)特定最低賃金の改正の必要性についてです。事務局から説明をお願いいたします。

(室 長)

まず、本県において、現在決定されている特定最低賃金は新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業と新潟県各種商品小売業および新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業の3業種があり、これら全てにおいて特定最低賃金改正の申出がありましたことをご報告させていただきます。

また、各申出書を審査しましたところ、いずれも要件を満たしているものと認められましたので受理いたしました。従いまして、これから改正の必要性について局長から諮問させていただきます。

(労働局長)

よろしくお願いいたします。

(会 長)

はい、承りました。

(室 長)

それでは、委員の皆さんに諮問文の写しを配付させていただきます。

(配 付)

(会 長)

ただいま、既存の3業種にかかる特定最低賃金の必要性について、諮問を受けました。関連する資料について事務局から説明をお願いいたしますが、その際に各種商品小売業は前回審議いたしましたとおり、必要性については検討小委員会を設けることとしておりま

す。そういうことから別途説明していただくことにしまして、それ以外の2業種について初めに説明をお願いいたします。

(室 長)

それでは、資料 7でございます。これは、提出されました特定最低賃金の改正申出書の写しでございます。新潟県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業、新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業となっております。各種商品小売業については、先ほど会長が申し上げましたので、後ほどご説明いたします。また、ここには添付しておりませんが、いずれもこの人数を証明する資料が添付されております。

(会 長)

これは、自動車なのですか。各種商品小売業がずっとあって、最後に自動車が。

(室 長)

順序が少し。

(会 長)

途中に各種商品小売業が、いろいろ資料が入っているのですね。

(室 長)

すみませんでした。

(会 長)

分かりました。それでは、今、ご説明にありました2業種、電子部品・デバイス及び自動車(新車)、附属品の特定最低賃金改正の必要性について審議をいたします。

まず、労働者側からご意見を伺いたいと思います。お願いいたします。

(桑原委員)

この2業種につきましては、例年どおり必要性があるとして、金額審議をしていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

(会 長)

続きまして、使用者からご意見を伺いたいと思います。

(徳武委員)

意見の前に質問をさせていただきたいのですけれども、まず資料 6に、特定最賃の改正検討の対象産業にかかる適用使用者数及び労働者数の表がございます。各種商品小売業について見ますと、基幹労働者数が5,012人で、申出者が代表する基幹的労働者数が5,012人。同じ数字で100パーセントとなっております。それで、こういうこともあるのかと、偶然なのかと、思って、それで去年、一昨年、平成30年のこの計数表を見てまいりまし

たところ、例えば、各種商品小売業で申し上げますと、令和3年度の基幹的労働者数が4,646に対し、申出者が代表する基幹的労働者数が5,186で、111.6パーセント。去年の令和2年度は基幹的労働者数が4,977に対し、申出者が代表する基幹的労働者数が5,725、率にして115パーセントと、要は分子が分母を上回っているというような状況なのですが、何故このとおりになるのか。少し違和感があって、非常に戸惑っているのですが、おそらく労働者側の方は、皆さん組合の方の人数を数えていらっしゃるのですが、この申出の指数は間違いのない数字だと思うのですが、事務局でおさえている基幹的労働者数は、どんな数字なのかと思って資料を見ますと、平成28年のセンサスの計数から、毎年いろいろな数字を足したり引いたりしているということなのなのですが、この数字は私どもが判断をするうえで、信頼していい数字なのかどうかということ非常に疑問に思っています。

例えば、電子部品・デバイスですと、今年は割合が36パーセントということですが、去年が33.8パーセント、一昨年が34.5パーセントということで非常に、ある意味3分の1ぎりぎりだったのですが、これはもしかすると割合がもっと多いのかもしれないし、逆にもしかすると33.3パーセントを切っているのかもしれないし、少しその辺が非常に曖昧な感じがするのですが、そういった点で、この数字がどの程度確かなものなのか、ご説明をいただきたいということが1点目。

もう1点、各種商品小売業については、小委員会でやっていくことですので飛ばしますが、自動車もいわゆる公正競争ケースに基づいて申出をしますということで、資料の最後のほうに賃金格差の疎明資料というものが付いているのですが、それこそ私は今、初めて見させていただいたのですが、この表の見方がよく分かりません。

一見して、それぞれ皆さん会社が違いますので、賃金制度とかいろいろな会社の決算状況とかもろもろ違いがあって、単純に表を作ると、賃金に差が出るのは、それはそうですねと思うのですが、これが公正競争を阻害するような賃金格差になっているということなのですが、少し読み取れないので、そこをご説明いただきたいと思います。この意見がないと、判断してくれと言われても判断ができないと私は思いますので、ここをお願いしたいと思います。

(会長)

それでは、基幹的労働者数についてと、賃金格差疎明資料につきましてご説明をお願いいたします。

(室長)

その前に、私の方で資料6の説明が漏れていた件について、お詫び申し上げます。今、



説明させていただきたいと思います。

資料 6を見ていただきたいのですが、表の注意書き1に書いてあります。この表については、平成28年の事業所センサスをもとに、最低賃金の基礎調査の結果及びその後の事業所の新設、廃止の動向を可能な限り、それぞれの特定最低賃金の業種に関しての適用労働者数を推計し、これをもとに、それぞれの産別で規定している除外労働者を除くことにより基幹的労働者を算出しております。また、Bに関しては特定最低賃金の各申出書に記載があります人数となります。この表の右端の欄をご覧いただきたいと思います。電子部品、自動車、自動車部分品小売業、各種商品小売業については、3業種とも、それぞれ3分の1以上の方々から申出があり、条件を満たしているということを資料により説明すべきところを申し遅れてしまいました。

まず、1番目の100を超えているということに関しましては、あくまでもこちらとしては推計ということで、注意書きでも書いてあります。特定最低賃金の適用労働者数及び労働者数は、平成28年のセンサスの特別集計をもとに毎年実施しております。最低金額基礎調査や、こちらのほうで把握しております適用台帳の中から新規成立の事業所、廃止の事業所をリスト化したものをオン、オフするなどして、年別の修正を加えて算出しております。あくまでも、これについては推計という形になっております。そのあとは、少し待っていただけますか。

(事務局)

すみません。補足を少しさせていただきます。委員のご指摘のとおりで、今、井上室長も表の注意書きを読ませていただいたところですがけれども、私どもも平成28年のセンサス等をベースにして、新しい数字がないので、要は適用台帳、これは労働保険のものですけれども、ここから事業所数や労働者数を私どもも把握したりしておりますので、そういったものも使っていますし、それからそれ以外の倒産情報であるとか、そういう諸々の知りうる情報を加味しまして、この推計を行っているところです。

確かに、今回100パーセントということもいかなものかというご指摘だと思いますし、昨年度、そしてその前の年、数字からするとなかなか合理的とは言えないわけですがけれども、推計ですので、私どもも一生懸命やらせていただいておりますけれども限界があるということが実態でございます。ただ、それでいいというふうには思っておりません。実際には、基幹的労働者を積み上げた形で出されているわけですので、それを上回っているのが当然だと思っております。ですから、さらに今後、そのセンサスを中心とした推計につきましては、精度を上げさせていただきたいと考えているところでございます。

( 徳武委員 )

参考までに、今、ご説明いただいた集計方法というのは、全国一律でこういうやり方でやっているのですか。

( 事務局 )

そのように承知しております。

( 徳武委員 )

なるほど。ありがとうございます。

( 会 長 )

ついでに教えてください。今は、センサスは何年おきにやっているのですか。だいぶ間隔が延びてきましたよね。

( 室 長 )

基本は5年おきです。来年、センサスは新しいものが出るということは聞いています。

( 事務局 )

もう一つの格差につきまして、委員のご指摘の資料は規模間格差があるという申出書の資料でございます。規模間格差ではございますけれども、これも一つの材料として、やはり格差がある中で公正競争ができないのではないかということでの申出だと理解しております。労側から、もしご意見があれば頂戴したいと思いますけれども、そのような申出があって、それがかつ3分の1を超えているという事実は、基幹的労働者の総数の問題があるかもしれないですけれども、そういった事実のうえでご判断をいただきたいというものでございます。

ですから、それをどのように、この規模間格差、性別格差がありますけれども、どのようにご判断をなさるかということは委員の皆様方でご審議をいただければと思います。もし、労働者側からご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

( 田辺委員 )

少しご説明というか、考え方の説明にはなります。自動車業界ですと、特に販売は、その個社個社によって、やはり業績に非常に多く左右されるというところがありまして、業界を一つとして、この表に当てはめるのはなかなか正直言って難しいところになっています。ですので、自動車業界のこの産業を一小売業として見させていただいて、ほかの業種と比べるとまだまだ低いのではないかという判断基準に基づいて、この表を作らせていただいているというところでございますので、これをぴったり自動車産業に、なかなか本当に当てはまらないので、非常に毎年苦慮はするのですけれども、小売業とした業績の判断で作らせていただくというところでございます。

(徳武委員)

公正競争ケースでいう業種の括りというのはこういった小分類としての自動車小売りではなくて、小売りなら小売りとしての大分類で捉えていらっしゃるのですか。

(田辺委員)

いいえ、やはり、自動車の産業としてみてはおりますが、なかなか数字として公表しづらいつつということもあつて。

(徳武委員)

でも、あくまでも自動車の販売業の中で、不当な賃金格差があつて、公正競争が阻害されているかどうかというお話であつて、こういう、例えば洋服を売っている人と自動車のそういうところを比べて、いや低いのですというのは公正競争ケースのそもそも範疇の外なのではないでしょうか。そうすると、この申出というのは失当されているのではないですか。

(田辺委員)

そうですね。あとは、基本的なものがやはり中小になりますので、大企業、1,000人以上を基準としたところで、自社がどうなっているか、自動車が参考かどうかということも見ておりました。

(木南委員)

最低賃金法15条第1項によれば、特定最賃の改正を申し出ることができ、引き続き第2項において、労働局長が申出を出した場合において、必要があると認めるときは調査審議を求めるといふ法組になっているわけですね。その必要があるかどうかというのは、要は申出が法定の要件を満たしているかどうかということですが、それについては、当委員会の意見を求められておらず、局長が先決で判断すると。

局長としましては、公正競争ケースにせよ、労働協約ケースにせよ、法定の要件を満たしているという判断のもと、当委員会に対して、改正を行うべきかどうかという必要性の審議を求めたということと私は理解しています。

もちろん、3分の1ぎりぎりというようなご指摘は、必要性が果たしてあるのかわからないかという、今後の審議においては重要な判断要素になるかとは思いますが、諮問が失当かどうか。諮問がオーケーかどうかという議論は、当委員会の管轄外というのが私の意見でございます。

(徳武委員)

私、3分の1は別に問題にしなくて、概ね3分の1ということですので、これが33.2パーセントなのか33.4パーセントなのか、それは概ねの範囲であればと思っております。

それで、諮問をされるのはもちろん労働局長が諮問されるわけですが、その諮問を受けて判断をするのは我々だと私は理解していたのですけれども、その審議をする場合、例えば、私が少し思ったことは、最低賃金決定要覧の 220 ページを見ていただくと、賃金格差疎明資料添付の徹底及び審議会の効率的運営というところがあって、出だしのところに、審議会での適切な審議が行われるようにするため、申出者は公正競争ケースによる産業別最低賃金の決定等の申出の際の個別具体的な疎明にあたっては、賃金格差の存在の疎明のための資料の添付を徹底することと書いてありますので、これは資料添付を徹底しろということですが、付けばいいということでは多分ないと思いますし、これを基にして我々諮問を受けた委員が審議をすることだと理解をしていたのですけれども、先生の言うとおりであれば間違いだと思いますし、そうでなければ、そのようにおっしゃっていただければと思います。

(会 長)

それでは、今までにつきまして、公益のほうで整理したうえで、また審議したいと思えますので、一旦休憩ということにさせていただきます。

(休憩)

(会 長)

それでは、審議を再開したいと思います。はじめに、今、問題になっております、賃金格差の疎明資料につきましては、その位置付け等を含めて、事務局から説明をお願いします。

(室 長)

私からは、今回出てきました申出書につきましては、基本的な記載事項、添付書類、あとは適用を受けるべき基幹的労働者、または使用者の範囲が明確なのか。あとは、申出が労働協約、もしくは公正競争によるものなのか。今回ですと労働協約と公正競争になりますが、またその申出を変更する場合も、変更する理由が明らかなのか等を含めまして、今回に関しては使用者、労働者、または使用者の概ね 3 分の 1 以上の合意があるということと、それだけではありませんが、公正競争に関しては労働者数を先ほどの方法、使用者数の確認にあたっては事業所、事業統計調査等確認しつつ、こちらの事務局として判断した結果、諮問したというところでございます。

なお、先ほど使用者側の委員から指摘がありました疎明資料に関しては、最低賃金決定要覧の 220 ページに書いてありますけれども、ここに書いてあるのは審議会の効率的な運

営を図るために疎明資料等の添付を徹底するとしています。また、改正の必要性審議にあたっては、別紙 1 に記載のある視点の審議が十分に行われることが必要ですが、制度の趣旨を逸脱することが認められる場合は、審議会の中での審議が必要となるものと理解しています。

(会 長)

ということで、この資料の中身についてのご判断は様々あろうかと思えますけれども、基本的に特定最賃の審議を行うかどうかということについての疑義であるのか。あるいはその中で行われるべき話なのかということであると、資料的な要件は備わっているのに、審議には入っていただいて、その中でいろいろと、ご意見を承れればと思うのですが、いかがでしょうか。

(徳武委員)

特定最賃の審議がこれから行われると思いますので、ここで、いたずらに審議を遅らせるということは私の本意ではないので、特定最賃の審議の中で、今ほど私のほうでお願いしたところも含めて、いろいろ説明をいただくということで審議を進めていただければいいかと思うので、そういった形で進めていただければよいと思います。

(会 長)

では、そういうことでよろしいでしょうか。それでは、その内容も含めてご審議いただくということで、以上の 2 件の特定最低賃金につきましては、それぞれ改正の必要性ありということで答申したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、改正決定の必要性を認める旨答申することといたします。事務局から答申文の準備をお願いいたします。

(事務局)

はい、少々お待ちください。

(室 長)

それでは、答申文を事務局から読み上げさせていただきます。

(指導官)

令和 3 年 7 月 27 日 新潟労働局長 岩瀬信也殿

新潟地方最低賃金審議会会長 永井雅人

新潟県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、答申。

当審議会は、令和3年7月27日付けをもって、最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった表記、最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記 改正決定することを必要と認める。

(会 長)

ありがとうございます。

それでは、ただいまのとおり答申いたします。

よろしく申し上げます。

(労働局長)

ありがとうございます。

(室 長)

それでは、ただいま答申いただきました、新潟県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について、局長から諮問させていただきます。

会長、局長、中央までお進みください。

(労働局長)

どうぞ、審議をよろしく願います。

(会 長)

承りました。

(室 長)

これから、委員の皆様には諮問文の写しを配付させていただきます。

(配 付)

(会 長)

ただいま、新潟県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について、諮問を受けました。改正の内容につきましては、専門部会を設けて、調査審議を行うこととなりますが、その進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

(室 長)

私から、進め方について説明をさせていただきます。今後の審議の進め方については、ただいま改正決定の必要性ありとの答申をいただきました2業種につきましては、最低賃

金法第 25 条第 2 項に基づき、それぞれ専門部会を設置することになりますが、専門部会の委員の推薦公示については、速やかに公示する予定でございます。

専門部会委員を委嘱させていただいたあと、日程調整のうえ、各専門部会を開催できればと思っております。その後、それぞれの専門部会を順次、開催させていただきたいと考えております。

(会 長)

ただいまのご説明につきまして、何かご質問等はございますか。よろしいでしょうか。それでは、専門部会で審議させていただくということになります。

続きまして、各種商品小売業についてです。関連資料の説明を事務局からお願いいたします。

(室 長)

私から説明させていただきます。資料 7 です。先ほども若干、ご説明したかとは思いますが、各種商品小売業について提出されました改正申出書の写しでございます。ここには添付はしておりませんが、いずれもこの人数を証明する添付書類、資料が添付されております。

(会 長)

関連資料につきまして、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、各種商品小売業の改正の必要性について、審議に入りたいと思います。前回、この件につきましては、審議が必要であれば、検討小委員会を設置するとしてまいりました。小委員会を設置して検討するというところでよろしいでしょうか。

それでは、事務局から新潟地方最低賃金審議会検討小委員会の運営規程について、ご説明をお願いいたします。

(室 長)

審議会資料 8 をご覧ください。これについては、昨年(2019)の第 4 回本審、8 月 21 日になるわけですが、ここでご承認していただいたものでございます。第 3 条をご覧ください。小委員会の構成は、審議会委員の公労使の中から各 2 名で構成するものです。委員会は任意の組織であり、専門部会とは異なり、小委員会の決議をもって審議会の決議とすることはできないため、結論が得られた場合に対しては、報告書を作成し、審議会に報告とすることとなります。以上です。

(会 長)

こうした検討小委員会を設置して、その規程に基づいて実施するというところで進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。なお、規程については、最終的には小委員会

決定の話ですから、必要な部分はそこで検討してということになりますけれども、概ねそういう方向で進めていくということによろしいでしょうか。それでは、ご了解が得られたものといたします。規程に基づいて、検討小委員会を設置いたします。

続いては、議題（５）に入ります。その他でございます。事務局から説明をお願いいたします。

（室 長）

その他の資料について、説明させていただきます。本日の配付資料 １から５の説明をさせていただきます。令和２年、賃金構造基本統計調査結果の抜粋でございます。北海道から沖縄まで４７都道府県の令和２年６月の１か月分の賃金となります。この表は、都道府県順の並びになっておりまして、新潟は神奈川の下、富山の上に書いてあります。ご覧のとおり、一般労働者の月額賃金は２５万９,４００円という結果になっておりまして、関東甲信越、北陸４県。見ていただいて分かるかと思いますが、この中で最も低い賃金額となっております。

賃金構造基本統計調査は国の基幹統計となっております。毎年６月末時点の事業所の労働者にかかる賃金調査でございます。賃金調査の中では、最も規模の大きい調査でありまして、調査結果は国の統計データとして様々に活用されております。今年度も、県内の１,４８５事業所に対して調査をお願いしております。調査も基礎調査と同様、賃金室で行っている調査です。現在は審査、取りまとめ等を行っております。

続きまして、資料 ２でございます。当局で作成いたしました、平成１１年度から新潟県の最低賃金額と対前年度の引き上げ額、上昇率を示す推移表となっております。平成２５年度から令和元年度までの７年間で１４１円の引き上げ、平成１４年度から平成２４年度まで、１０年間で４８円の引き上げとなっております。

資料 ３については、平成２３年から令和２年までの影響率と未満率の推移表となります。未満率はほぼ横ばいで変わりませんが、影響率は右肩上がりとなっております。昨年の影響率は７.１７パーセントとなっております。

続きまして、資料 ４になります。第１回審議会の際の資料 ６の差し替えになります。これは高額な１時間当たり３,０００円以上の短時間労働者、ちなみに医師、教員、教授となりますけれども、それらを除いて算出していたもので、令和２年に平成２７年まで遡及して再掲し直したもので、令和２年からは含めた数字となっております。

資料 ５をご覧ください。１回目も添付させていただきましたが、受理した各市町村からの最低賃金引き上げに関する要請書でございます。いずれも改定にあたって、最低限の生活可能な賃金水準への上積み、新潟県の最低賃金が近隣県と比較して低額であり、格差



拡大の防止、労働力確保の観点からの引き上げ、最低賃金法違反に対しての監督体制の強化、中小企業・小規模事業所の生産性向上のための支援制度の周知を図るよう要請されております。

以上、資料の説明を終わります。審議の参考としていただければと思います。

(会 長)

ご質問、ご意見いかがでしょうか。

(梅野委員)

資料 2 ですが、これは表の数値とグラフの数値が合っていないので、令和2年になりませぬ。

(会 長)

引き上げ額が。

(梅野委員)

引き上げ額は1円なのです。

(室 長)

何番でしたっけ。

(梅野委員)

資料 2。

(会 長)

2の一番最後。

(梅野委員)

引き上げ額が昨年度1円だったのに、グラフが2円になっているので。

(室 長)

すみません。これは1円です。

(会 長)

棒グラフの部分は。

(室 長)

棒グラフは、この数字は、だからその上の数字は1円となっているのですが、棒グラフが2円になっています。これについては、1円で訂正していただきたいと思っております。お願いします。

(会 長)

令和2年の引き上げ額、赤いもの、棒グラフの部分が。

(室 長)

1です。

(会 長)

1円だということですね。

(会 長)

訂正をお願いいたします。ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事はすべて終了いたしました。

それでは、議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側からは桑原委員、使用者側からは徳武委員を指名させていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

以上をもちまして、第2回新潟地方最低賃金審議会を閉会させていただきます。皆さん、大変お疲れ様でした。